

受付日	項目	意見の概要	担当所属	対応・取組み状況
H24. 4. 10	災害時要援護者登録申請手続きについて	<p>1. 要援護者に係る登録申請希望の手続きについて</p> <p>①災害時要援護者が避難支援を希望する場合において、登録台帳の作成、申請の適否を判断するに足りる資料、例えば災害時の避難場所を確認する案内等が配布されていない。本人の避難場所を把握した上で避難支援者との話し合いが始まるため、今後は配布をしていただきたい。</p> <p>避難支援者の立場から同意をする決め手となるのは、平常時の体力と避難場所がどこであるかということであり、支援者選出時に必要な資料となる。</p> <p>②避難支援者の支援の概要、任期（2年）等の内容説明が、口頭のみで依頼するのは理解も納得もしづらいのではないかと思う。要援護者にもわかり易く説明が出来る資料の作成を検討していただきたい。</p>	総務課	<p>1. ①について</p> <p>長寿福祉課から送付する新規対象者宛の「登録申請手続きのご案内」に「避難所リスト」を添付することとします。</p> <p>1. ②について</p> <p>現在、総務課からの新規登録者宛通知には「情報伝達者・避難支援者の役割及び任期」「災害発生時の避難支援手順」とともに添付をしています。</p> <p>これと同様に、長寿福祉課から送付する新規対象者宛の「現行の手続きのご案内」に「情報伝達者・避難支援者の役割及び任期」「災害発生時の避難支援手順」の2つを添付することとします。（5月発送分から対応）</p>

	<p>2. 避難支援者が要援護者の候補者となった場合について</p> <p>①避難支援者が将来的に要援護者の申請手続きを希望することも大いに予想される。避難支援者の任期（2年）満了後も（申し出がない場合）自動継続となれば、注意していても更新時期の把握も希薄になりがちであるため、更新後も引き続き積極的な避難支援の意思を確認する観点からも、任期満了後の自動継続の旨（辞退申し出がない場合）のお知らせ（通知）文書の施行検討をお願いしたい。</p>		<p>2. ①平成23年6月30日の任期満了に伴い、同年8月1日付で総務課より任期満了の案内文を、要援護者、情報伝達者、避難支援者宛に送付済みです。</p> <p>すべての登録者の任期満了を統一しており、次回の平成25年6月30日の任期満了通知にも改めて「情報伝達者・避難支援者の役割及び任期」「災害発生時の避難支援手順」を添付することとします。</p>
--	---	--	---